

町税と上下水道使用料が コンビニエンスストアで 納付できるようになりました



平成28年4月からコンビニエンスストアでも町税と上下水道使用料を納付することができるようになりました。コンビニエンスストアの営業時間内であれば、時間や曜日を気にすることなく利用できます。
なお、金融機関や役場窓口でもこれまでどおり納付できます。

コンビニエンスストアで納付できるもの

町県民税・固定資産税(都市計画税)・軽自動車税
国民健康保険税・上下水道使用料



納付ができるコンビニエンスストア(50音順)



エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー(北海道)、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、ダイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

変更になります

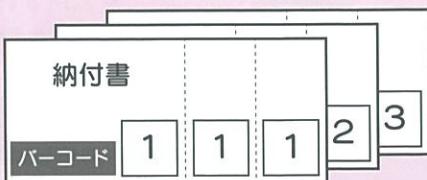
これまで町税の納付書は、納税通知書と一緒にとじられ冊子になった形で送付されていましたが、コンビニエンスストアでは冊子にとじられた納付書の取扱いができないため、納税通知書と別に一枚一枚バラバラになった納付書が同封され送付されます(軽自動車税を除く)。納付の際に納期をお間違えのないよう、期別と納付期限をよくお確かめの上、金融機関又はコンビニエンスストアの支払い窓口へお出しください。

上下水道使用料については、これまで同様、ハガキタイプで送付されます。

【上下水道使用料】



【町税】



コンビニエンスストア 利用に関する Q&A

Q 金融機関を利用していましたが変更はありますか？

A これまでどおり金融機関や役場窓口でも納付ができます。納付できる場所や時間が増えたので、御利用しやすい方法をお選びください。また、口座振替を御利用いただいている方につきましても変更はありません。



Q 町外のコンビニエンスストアでも納付できますか？

A 利用できるコンビニエンスストアであれば全国どこでも納付ができます。利用できるコンビニエンスストアは納付書の裏面をご覧ください。

Q 納付するときに手数料などはかかりますか？

A 納付にかかる手数料は大河原町が負担します。

Q 平成28年3月以前に発行された納付書はコンビニエンスストアで利用できますか？

A コンビニエンスストアでは御利用できません。これまでどおり金融機関などで納付をお願いします。平成28年3月以前分をコンビニエンスストアで納めたい場合は、役場から再発行を受けてください。

Q コンビニエンスストアで既に納付したのに督促状が届きました。どうしてですか？

A コンビニエンスストアや金融機関で納付されてから、大河原町で納付を確認できるようになるまで日数がかかります。行き違いとなる場合もありますので御容赦ください。



Q コンビニエンスストアに納めに行ったら「この納付書はお取扱いできません」と断られました。



A 次のような納付書はコンビニエンスストアで納付できません。

- 1件(納付書1枚)あたりの金額が30万円を超えるもの
- 金額を訂正したもの
- バーコード表示がないもの
- 汚れやキズなどでバーコード読み取りができないもの
- 納付書のミシン目を切り離したもの



《お問い合わせ先》

町税に関すること 大河原町税務課 TEL(0224)53-2113

上下水道に関すること 大河原町上下水道課 TEL(0224)53-2116